

グロース市場の上場維持基準の見直し等に係る有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	7
3. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	8
4. 上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	14

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(市場区分の変更審査)</p> <p>第308条 第205条（第5号及び第7号を除く。）、第206条（第2項第2号を除く。）並びに第207条第1項及び第5項の規定は、第306条の規定によりスタンダード市場への市場区分の変更申請が行われた場合について準用する。この場合において、第205条第6号中「新規上場申請に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあっては、次の（a）及び（b）に該当するものでないこと」とあるのは「次の（a）及び（b）に該当するものでないこと」と読み替える。</p> <p>2～8 （略）</p>	<p>(市場区分の変更審査)</p> <p>第308条 第205条（第7号を除く。）、第206条並びに第207条第1項及び第5項の規定は、第306条の規定によりスタンダード市場への市場区分の変更申請が行われた場合について準用する。この場合において、第205条第6号中「新規上場申請に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあっては、次の（a）及び（b）に該当するものでないこと」とあるのは「次の（a）及び（b）に該当するものでないこと」と読み替える。</p> <p>2～8 （略）</p>
<p>(MBO等に係る遵守事項)</p> <p>第441条 上場会社は、次の各号に掲げる事項（当該事項又は第1号若しくは第2号に掲げる事項の実施後に予定している一連の行為により当該上場会社が発行者である株券等が上場廃止となる見込みがあるものに限る。）のいずれかが行われる場合には、当該各号に掲げる事項が当該上場会社の一般株主にとって公正なものであることに関し、施行規則で定めるところにより、施行規則で定める者で構成される特別委員会による意見を記載した書面の入手を行うものとする。ただし、当該事項の緊急性が極めて高いものとして当取引所が認める場合には、施行</p>	<p>(MBO等に係る遵守事項)</p> <p>第441条 上場会社は、次の各号に掲げる事項（当該事項又は第1号若しくは第2号に掲げる事項の実施後に予定している一連の行為により当該上場会社が発行者である株券等が上場廃止となる見込みがあるものに限る。）のいずれかが行われる場合には、当該各号に掲げる事項が当該上場会社の一般株主にとって公正なものであることに関し、施行規則で定めるところにより、施行規則で定める者で構成される特別委員会による意見を記載した書面の入手を行うものとする。ただし、当該事項の緊急性が極めて高いものとして当取引所が認める場合には、施行</p>

<p>規則で定めるところにより、施行規則で定める者による意見を記載した書面の入手を行うことで足りるものとする。</p> <p>(1) • (2) (略)</p> <p>(3) 第402条第1号g、i、j、 a p 又は a q に掲げる事項（支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者（当該事項と一連の行為として行われる公開買付け <u>（第1号に掲げる場合を除く。）</u> によって、新たにこれらの者になった者を除く。）が関連するものに限る。）</p> <p>2 (略)</p> <p>（内部者取引等の未然防止に向けた体制整備）</p> <p>第449条 (略) (削る)</p> <p>（上場内国会社の上場維持基準）</p> <p>第501条 上場内国会社は、その発行する上場内国株券について、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める基準に適合した状態を継続的に維持することを要するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。ただし、市況全般が急激に悪化した場合であって、当取引所が当該基準によることが適当でないと認めたときは、当取引所がその都度定めるところによる。</p> <p>(1) • (2) (略)</p>	<p>規則で定めるところにより、施行規則で定める者による意見を記載した書面の入手を行うことで足りるものとする。</p> <p>(1) • (2) (略)</p> <p>(3) 第402条第1号g、i、j、 a p 又は a q に掲げる事項（支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者（当該事項と一連の行為として行われる公開買付けによって、新たにこれらの者になった者を除く。）が関連するものに限る。）</p> <p>2 (略)</p> <p>（内部者取引等の未然防止に向けた体制整備）</p> <p>第449条 (略)</p> <p><u>2 上場内国会社は、前項に規定する体制の整備の一環として、J－I R I S S</u> <u>（日本証券業協会が運営する内部者登録・照合システムをいう。）への情報の登録を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>（上場内国会社の上場維持基準）</p> <p>第501条 上場内国会社は、その発行する上場内国株券について、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める基準に適合した状態を継続的に維持することを要するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。ただし、市況全般が急激に悪化した場合であって、当取引所が当該基準によることが適当でないと認めたときは、当取引所がその都度定めるところによる。</p> <p>(1) • (2) (略)</p>
---	--

<p>(3) グロース市場の上場内国株券</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 時価総額</p> <p>時価総額が、上場会社の事業年度の末日（上場後<u>5</u>年を経過した場合に限る。）において<u>100</u>億円以上であること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(3) グロース市場の上場内国株券</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 時価総額</p> <p>時価総額が、上場会社の事業年度の末日（上場後<u>10</u>年を経過した場合に限る。）において<u>40</u>億円以上であること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>
<p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この改正規定は、令和7年12月8日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第449条第2項の改正規定は、令和8年5月25日から、改正後の第501条第1項第3号d（第502条第1項第3号による場合を含む。以下同じ。）の規定は、令和12年3月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第308条の規定は、施行日以後にスタンダード市場への市場区分の変更申請を行う者から適用する。</p> <p>（上場維持基準に係る経過措置）</p> <p>第2条 令和12年2月28日におけるグロース市場の上場会社が、令和12年3月1日以後最初に到来する事業年度の末日において、第501条第1項第3号dに適合しない状態となった場合に対する第501条第3項及び第4項並びに第502条第3項及び第4項の規定の適用については、第501条第3項又は第502条第3項中「施行規則で定める期間内</p>	

に当該基準に適合するための取組み及びその実施時期」とあるのは「当該基準に適合するための取組み及びその実施時期」と、第501条第4項又は第502条第4項中「前項」とあるのは「前項（令和7年12月8日改正付則第2条第2項による場合を含む。）」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 令和12年2月28日におけるグロース市場の上場会社であって、次の各号に該当する上場会社（以下「超過計画会社」という。）に対する第601条第1項1号及び第602条第1項第1号の規定の適用については、当該各号中「施行規則で定める期間内」とあるのは「令和7年12月8日改正付則第2条第2項各号に定める計画書に記載した計画期間内」と読み替えるものとする。ただし、当該各号に定める計画期間の経過後については、この限りでない。

- (1) 令和12年3月1日以後最初に到来する事業年度の末日において、第501条第1項第3号dに適合しない状態となり、かつ、前項の規定により読み替えて適用する第501条第3項又は第502条第3項に定める計画書において、計画期間の末日を、令和13年3月1日以後最初に到来する事業年度の末日の翌日以後と定める上場会社（当該計画期間の末日以前に第501条第1項第3号dに適合したものを除く。）
- (2) 令和12年3月1日以後最初に到来する事業年度の末日において上場後5年を経過しておらず、当該事業年度の末日において時価総額が100億

円未満であって、かつ、当該事業年度の末日から3か月以内に、第501条第1項第3号dに適合するための取組み及びその実施時期を記載した計画書を開示した上場会社（当該計画書における計画期間の末日以前の各事業年度の末日において時価総額が100億円以上となったものを除く。）

- 3 前項に規定する超過計画会社において、第501条第1項第3号dに適合しない状態となった日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間を「改善期間」といい、当該1年を経過する日の翌日から当該各号に定める計画期間の末日までの期間を「猶予期間」という。
- 4 第1項の規定は、第2項第2号に掲げる上場会社が第501条第1項第3号dに適合しない状態となった場合について準用する。
- 5 超過計画会社が、令和13年3月1日以後に到来する各事業年度の末日において、改正前の第501条第1項第3号dに適合しない状態となった場合は、その上場を廃止するものとする。
- 6 令和12年3月1日において、改正前の第501条第1項第3号dに係る施行規則第501条第7項に定める改善期間に該当している上場会社に対する令和12年3月1日以後最初に到来する事業年度の末日における第601条第1項1号及び第602条第1項第1号の規定の適用にあっては、同号中「当該基準」とあるのは「改正前の第501条第1項第3

号 d」とする。

7 前各項の規定は、令和12年2月28日においてグロース市場に上場している株券等の発行者が、第220条各号に掲げる行為により上場廃止となる場合であって、当該各号に定める会社がテクニカル上場規定の適用を受けて上場した場合について準用する。

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(J—QS の適格性)	(J—QS の適格性)
第309条 J—QS は、次の各号に掲げる事項を満たさなければならない。	第309条 J—QS は、次の各号に掲げる事項を満たさなければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) J—QS の認定の申請日から遡って5年間においてコーポレート・ファイナンス助言業務に関する経験を通算して3年以上有している又はこれと同等以上の経験を有している者であること	(2) J—QS の認定の申請日から遡って5年間において、コーポレート・ファイナンス助言業務に関する経験を通算して3年以上有している者であること
(3) ~ (9) (略)	(3) ~ (9) (略)
付 則	
この改正規定は、令和7年12月8日から施行する。	

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)	(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)
第601条 (略)	第601条 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
7 規程第601条第1項第7号に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項第7号に規定する施行規則で定める期間とは、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める期間をいう。	7 規程第601条第1項第7号に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項第7号に規定する施行規則で定める期間とは、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める期間をいう。
(1) 開示府令第15条の2第3項、第15条の2の2第4項、第17条の4第4項又は <u>第18条の2第4項</u> に規定する承認を得た場合 当該承認を得た期間の経過後8日目（休業日を除外する。）の日まで	(1) 開示府令第15条の2第3項、第15条の2の2第4項、第17条の4第4項又は <u>第17条の15の2第4項</u> に規定する承認を得た場合 当該承認を得た期間の経過後8日目（休業日を除外する。）の日まで
(2) (略)	(2) (略)
8～16 (略)	8～16 (略)
(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)	(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)
第718条 規程第706条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。	第718条 規程第706条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。
(1) <u>規程第416条</u>	(新設)
(2) (略)	(1) (略)
(3) (略)	(2) (略)
(4) (略)	(3) (略)
(5) (略)	(4) (略)
(6) (略)	(5) (略)
(7) <u>規程第601条第1項第10号b</u> <u>(規程第602条第1項第5号又は同条第2項第3号による場合を含む。)</u>	(新設)
(8) (略)	(6) (略)

(上場廃止日の取扱い)

第807条 規程第809条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 規程第808条第1項第1号又は第2項各号（第3号及び第7号を除く。）に該当することとなった銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。）を経過した日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(2)～(4) (略)

(5) 規程第808条第2項第7号に該当することとなった銘柄のうち、前条第6項において準用する第601条第13項第1号の規定に該当しないもの

株式の取得がその効力を生ずる日の翌営業日

(6) (略)

令和4年4月4日改正付則

（流通株式の定義に係る経過措置）

第2条 改正後の第8条第1項の規定にかかるわらず、同項第4号に掲げる者（同項第1号から第3号までに掲げる者を除く。）が所有する有価証券のうち、次の各号のいずれかに掲げる書類により、所有目的が純投資その他市場に流通する見込みが高いと当取引所が認め目的であることが明らかであり、売買の状況を踏まえ当取引所が適当と認める有価証券

(上場廃止日の取扱い)

第807条 規程第809条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 規程第808条第1項第1号又は第2項各号（第3号及び第7号のうち前条第6項において準用する第601条第13項第1号の規定に該当するものを除く。）に該当することとなった銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。）を経過した日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(2)～(4) (略)

(新設)

(5) (略)

令和4年4月4日改正付則

（流通株式の定義に係る経過措置）

第2条 改正後の第8条第1項の規定にかかるわらず、同項第4号に掲げる者（同項第1号から第3号までに掲げる者を除く。）が所有する有価証券のうち、次の各号のいずれかに掲げる書類により、所有目的が純投資であることが明らかであり、売買の状況を踏まえ当取引所が適当と認める有価証券は、当分の間、流通株式に含まれるものとする。この場合に

は、当分の間、流通株式に含まれるものとする。この場合において、当該有価証券の発行者は当該書類を当取引所に提出するものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする（第1号に掲げる書類による場合は、この限りでない。）。

（1）～（3）（略）

において、当該有価証券の発行者は当該書類を当取引所に提出するものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする（第1号に掲げる書類による場合は、この限りでない。）。

（1）～（3）（略）

付 則

（施行期日）

第1条 この改正規定は、令和7年12月8日から施行する。

2 改正後の別添9の規定は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度又は連結会計年度の最初の四半期会計期間又は四半期連結会計期間から適用し、同日より前に開始する事業年度又は連結会計年度の四半期累計期間又は四半期連結累計期間については、なお従前の例による。

（上場維持基準に係る経過措置の取扱い）

第2条 第501条第5項の規定は、規程令和7年12月8日改正付則第2条第2項第2号の場合において準用する。

2 規程令和7年12月8日改正付則第2条第2項に規定する超過計画会社を上場廃止とすることを認定した場合（規程第501条第1項第3号d（第502条第1項第3号による場合を含む。）による場合に限る。）についての第603条第1号の適用にあっては、同号中「当該改善期間の末日」とあるのは「規程令和7年12月8日改正付則第2条第3項に規

定する猶予期間の末日」とする。

3 第603条第1号の規定は、規程令和7年12月8日改正付則第2条第5項の場合において準用する。この場合において、第603条第1号中「改善期間の末日」とあるのは「規程令和7年12月8日改正付則第2条第5項に規定による改正前の第501条第1項第3号dに適合しない状態となった日」とする。

別添9 四半期財務諸表等の作成基準

四半期累計期間（第2四半期累計期間を除く。）又は四半期連結累計期間（第2四半期連結累計期間を除く。）に係る四半期財務諸表等の作成基準を次のとおり定める。

（四半期財務諸表等の作成）

第4条 上場会社は、次に掲げる事項に従い、四半期財務諸表等及び注記を作成するものとする。

- (1) 企業会計基準委員会が定める企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」（以下「企業会計基準第37号」という。）に準拠するものとする。
- (2) 財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱い（連結財務諸表規則第120条及び連結財務諸表規則ガイドライン120において準用する場合を含む。）は、四半期財務諸表等における継続企業の前提に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱いについては、次の表のとおり読み替えるものとする。

別添9 四半期財務諸表等の作成基準

四半期累計期間（第2四半期累計期間を除く。）又は四半期連結累計期間（第2四半期連結累計期間を除く。）に係る四半期財務諸表等の作成基準を次のとおり定める。

（四半期財務諸表等の作成）

第4条 上場会社は、次に掲げる事項に従い、四半期財務諸表等及び注記を作成するものとする。

- (1) 企業会計基準委員会が定める企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「企業会計基準第12号」という。）に準拠するものとする。
- (2) 財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱い（連結財務諸表規則第120条及び連結財務諸表規則ガイドライン120において準用する場合を含む。）は、四半期財務諸表等における継続企業の前提に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱いについては、次の表のとおり読み替えるものとする。

読み替える規定等	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
財務諸表等		(略)
規則ガイド ライン 1 4 9 – 6	規則第 1 3 7 条に規定する重要な後発事象	企業会計基準第 3 7 号第 2 4 項(1) <u>7</u> に規定する重要な後発事象

読み替える規定等	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
財務諸表等		(略)
規則ガイド ライン 1 4 9 – 6	規則第 1 3 7 条に規定する重要な後発事象	企業会計基準第 1 2 号第 1 9 項(1) <u>9</u> 又は第 2 5 項(18)に規定する重要な後発事象

(3)・(4) (略)

2 前項の規定にかかわらず、上場会社は、次に掲げる事項以外の事項については、記載を省略することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 企業会計基準第 3 7 号第 2 4 項(1)、
(2)、(3)又は同第 3 2 項(1)に基づく会計方針の変更に関する注記

(4) 企業会計基準第 3 7 号第 2 4 項(4)
又は(5)に基づく会計上の見積りの変更に関する注記

(5) 企業会計基準第 3 7 号第 2 4 項(6)
に基づく期中特有の会計処理に関する注記

(6) 企業会計基準第 3 7 号第 2 4 項(7)
及び同第 3 2 項(2)に基づくセグメント情報等の注記

(7) 企業会計基準第 3 7 号第 2 4 項(1)
1)に基づく株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

(8) 企業会計基準第 3 7 号第 2 4 項(1)

(3)・(4) (略)

2 前項の規定にかかわらず、上場会社は、次に掲げる事項以外の事項については、記載を省略することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 企業会計基準第 1 2 号第 1 9 項(2)、
(2 – 2)、(3)若しくは(3 – 2)又は第 2 5 項(1)、(1 – 2)、(2)若しくは(2 – 2)に基づく会計方針の変更に関する注記

(4) 企業会計基準第 1 2 号第 1 9 項(4)
若しくは(4 – 2)又は第 2 5 項(3)若しくは(3 – 2)に基づく会計上の見積りの変更に関する注記

(5) 企業会計基準第 1 2 号第 1 9 項(6)
又は第 2 5 項(5)に基づく四半期特有の会計処理に関する注記

(6) 企業会計基準第 1 2 号第 1 9 項(7)
又は第 2 5 項(5 – 2)に基づくセグメント情報等の注記

(7) 企業会計基準第 1 2 号第 1 9 項(1)
3又は第 2 5 項(11)に基づく株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

(8) 企業会計基準第 1 2 号第 1 9 項(1)

2) 基づく継続企業の前提に関する注記

(9) 企業会計基準第37号第24項(20)に基づく修正再表示に関する注記

(10) 企業会計基準第37号第33項に基づくキャッシュ・フロー計算書に関する注記(ただし、四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は四半期キャッシュ・フロー計算書の開示を省略する場合に限る)

4) 又は第25項(12)に基づく継続企業の前提に関する注記

(9) 企業会計基準第12号第19項(20-2)又は第25項(19-2)に基づくキャッシュ・フロー計算書に関する注記(ただし、四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は四半期キャッシュ・フロー計算書の開示を省略する場合に限る)

(10) 企業会計基準第12号第19項(22)又は第25項(21)に基づく修正再表示に関する注記

上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>VII 市場区分の変更審査 (市場区分の変更審査等) 市場区分の変更審査については、次の (1) から (4) までに定めるところに より行う。</p> <p>(1) 規程第308条第1項に定めるス タンダード市場への市場区分の変更審査 は、Ⅱに準じて行う。この場合におい て、当取引所は、会社のコーポレート・ ガバナンス及び内部管理体制並びに企業 内容等の開示実績等の状況から当取引所 が適当と認める場合には、Ⅱ<u>2.</u>から 6. までに定める審査に準じて行う審査 の全部又は一部に適合するものとして取 り扱うことができるものとする。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和7年12月8日か ら施行する。</p>	<p>VII 市場区分の変更審査 (市場区分の変更審査等) 市場区分の変更審査については、次の (1) から (4) までに定めるところに より行う。</p> <p>(1) 規程第308条第1項に定めるス タンダード市場への市場区分の変更審査 は、Ⅱに準じて行う。この場合におい て、当取引所は、会社のコーポレート・ ガバナンス及び内部管理体制並びに企業 内容等の開示実績等の状況から当取引所 が適当と認める場合には、Ⅱ<u>3.</u>から 6. までに定める審査に準じて行う審査 の全部又は一部に適合するものとして取 り扱うことができるものとする。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p>